

○美郷町チャイルドシート購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、チャイルドシート購入者に対し、購入費用の一部を補助することにより、チャイルドシートの着用を促進し、乗車中の乳幼児の安全を守るとともに、子育て支援に資することを目的とする。

(交付要件)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を備えた者とする。

(1) 町内に住所を有し、6歳未満の乳幼児（以下「対象乳幼児」という。）にチャイルドシートを購入する保護者

(2) 町内に住所を有し、対象乳幼児と同居し、同一生計である保護者

(3) 国土交通大臣認定及び日本産業規格の製品であるチャイルドシートを購入する保護者

(補助金の額等)

第3条 補助金の交付は、対象乳幼児1人にチャイルドシート1台限りとし、補助金の額は、チャイルドシート1台につき購入費用の2分の1の額で、10,000円を限度とする。ただし、当該2分の1の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、チャイルドシート購入後、チャイルドシート購入費補助金交付申請書(様式第1号)に領収書及び品質保証書の写しを添えて町長に申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の補助金交付申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、当該申請をした者にチャイルドシート購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の決定を受けた者は、補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助金交付申請者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(事業実施期間)

第8条 事業実施期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日告示第29号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月1日告示第51号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日告示第61号)

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日告示第39号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。(後略)